

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

茨城県

## 2 構造改革特別区域の名称

いばらき美しい景観づくり特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

水戸市及び龍ヶ崎市の区域の一部（別添による。）

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1)水戸市

当該区域は水戸市の市街化区域全域，風致地区及び主要道路から構成されている。

市街化区域の中心部には，日本三公園の一つである偕楽園や千波公園などの名所，弘道館などの史跡が所在しており，年間約300万人（平成14年度における水戸市全域の実績：288万人）もの観光客が訪れる。偕楽園周辺の地域は，風致地区の指定がされ，周囲の緑地を含めると約300haを有し，都市内公園としてはニューヨークのセントラルパークに匹敵する規模となっている。

中心市街地においては，大規模な市街地再開発事業が行われ，近代的な街並み景観の創出が図られているところであり，市では，水戸市景観形成条例を制定し，都市景観重点地区を定め，優れた都市景観づくりに助成を行うなど，都市景観，歴史地区景観，自然景観など良好な景観の形成に積極的に取り組んでいる。

また，中心市街地にアクセスする主要道路周辺は，観光地としての魅力の向上のため景観上の対応が必要な地域である。

しかしながら，都市化が進んでいる中心市街地を中心に違反広告物の表示が多く，平成14年度には，県全体の約3割を占める約10万件の違反広告物について，行政自ら，また，違反広告物追放推進員として委嘱された住民等のボランティア，更には簡易除却事務を委託されているシルバー人材センターが除却を行うなど，日頃から違反広告物の除却を積極的に行っている。

### (2)龍ヶ崎市

当該区域は，龍ヶ崎市の市街化区域全域及び主要道路から構成されている。

東京から約50kmに所在し，大規模なニュータウン開発や工業団地の整備が行われ急速に人口が増加し，都市化が進んでいる地域であり，市では，景観道路の整備や建築協定，街づくり協定により都市景観に配慮しながらまちづくりを行っている。

人口の増加や商業施設の立地など，都市化の進展に伴い違反屋外広告物も増加しており，

区域の5割以上を占める住居専用地域における良好な住環境の維持やこれらにアクセスする主要道路の美観の維持など、質の高い都市環境の形成が必要な地域である。

違反広告物に対しては、行政のほか、ボランティアである青少年育成会市民会議による除却を行っている。

また、自治会単位の住民による道路沿いの安全面や環境に関する状況を見回る「環境ウォッチング」が行われ、違反広告物に対しても、景観面、安全面等の観点から行政に対して、具体的な要望が行われており、屋外広告物を含めた景観形成に対する住民意識が高い地域である。

### (3) 水戸市及び龍ヶ崎市における簡易除却の状況

#### 簡易除却の年度別実績

		違反広告物簡易除却件数				県全体に占める割合(%)
		はり紙	はり札	立看板	計	
水戸市	12年度	11,953	2,474	13,362	27,789	16.3
	13年度	57,621	4,724	10,416	72,761	27.0
	14年度	87,518	4,914	7,851	100,283	34.3
龍ヶ崎市	12年度	918	747	4,159	5,824	3.4
	13年度	1,887	130	2,059	4,076	1.5
	14年度	2,415	1,042	1,829	5,286	1.8
県全体	12年度	50,580	12,779	107,122	170,481	100.0
	13年度	124,486	18,906	126,199	269,591	100.0
	14年度	185,339	20,329	86,872	292,540	100.0

#### 「茨城県まちの違反広告物追放推進制度」による活動

茨城県では、今年度（平成15年度）から新たに、まちの美観を維持するとともに、地域住民のまちづくりの意識を高めるため、地域の住民の団体が自主的に違反広告物の除却を行う「茨城県まちの違反広告物追放推進制度」を始めた。

- ・現在、県全体で水戸市を含め9市町村、40団体、515名を違反広告物除却のボランティアとして認定し、除却活動が実施されているが、そのうち水戸市では、町内会を中心に30団体、321名のボランティアが地域の美観維持のため違反広告物の除却を行っている。
- ・なお、龍ヶ崎市においてもボランティアに対する支援や屋外広告物法に基づく簡易除却の委任の体制を整え次第、来年度（平成16年度）から当該制度に基づく活動が開始される予定である。

(4)構造改革特別区域設定面積

市名	申請面積 (ha)	屋外広告物法第4条第1項第1号又は第2号区域面積(ha)		/ 割合 (%)	
		屋外広告物法第4条第1項第1号又は第2号区域面積(ha)	以外の区域の面積(ha)		
水戸市	4,407.5	2,437.5		55.3	
		第一種低層住居専用地域 1,293.0			
		第一種中高層住居専用地域 614.0			
		第二種中高層住居専用地域 323.0			
		風致地区(住居専用地域重複以外) 207.5			
龍ヶ崎市	1,435.0	779.5		54.3	
		第一種低層住居専用地域 369.0			
		第二種低層住居専用地域 7.8			
		第一種中高層住居専用地域 244.0			
		第二種中高層住居専用地域 158.7			
合計	5,842.5	3,217.0		2,625.5	55.1

5 構造改革特別区域計画の意義

(1)水戸市

当該区域は、行政や住民等のボランティアの違反広告物除却活動が積極的に行われている地域であり、執行体制は既に整っており実績も挙げている地域であるが、社会問題化している違法な金融広告など違反屋外広告物の表示が増加し、現在簡易除却の対象ではないのぼり旗等の設置も目立つ地域である。

規制の特例により、のぼり旗等の除却が可能となり、良好なまち並み景観の阻害要因が排除されることで優れた都市景観の形成が進み、観光客等に市の魅力を一層アピールできるとともに、歴史に培われた伝統や文化遺産を大切に守りながら新しい文化を育むという市の目指す都市像の実現にも大きく寄与することになる。

(2)龍ヶ崎市

当該区域では、大規模ニュータウンの開発による急激な人口の増加や商業施設の立地等による都市化の進展を背景として、近年、違反広告物の増加が目立つようになり、住環境の整備が必要な地域である。

規制の特例により、都市化に伴い増加する違反広告物の除却を速やかに行うことで、広告物の氾濫を危惧する住民の声にも応えることになるとともに、自然的、歴史的、伝統的な景観を保全し、街並み景観づくりや個性的な公共空間づくりを市民とともに進めるという市の目指す都市像の実現にも大きく寄与することになる。

### (3)規制の特例の全国展開

当該規制の特例は、屋外広告物法の改正により平成16年度中に全国展開が予定されているが、本区域は従来より市及びボランティア等による簡易除却の体制が整っており、また、住民の景観に対する意識も高い地域であることから、規制の全国展開に先行して実施することにより、県内における先導的事例となり、全国展開の際も全県的に円滑な体制整備が期待できる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

景観形成を阻害する違反広告物の簡易除却を行政、住民が協力し合いながら重点的に行うことにより景観に関する高い住民意識に応えるとともに、良好な住環境・都市景観・自然景観などまちの美観風致を維持し、地域のイメージアップによる観光客の増加を図り、除却なしでも良好な景観形成ができる状況を目指す。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1)違反広告物の減少

当該構造改革特別区域において規制の特例の趣旨や内容を住民や広告主などに対し広く周知することや違反広告物の除却を重点的に実施することで、違反広告物の自主的な是正や抑制を図り、違反広告物の減少が期待できる。

#### 簡易な違反広告物件数の減少（見込み）

市名	特区認定前 平成14年度	特区認定後 平成16年度
水戸市	125,000件	87,500件
龍ヶ崎市	6,500件	4,500件
合計	131,000件	92,000件

### (2)住民の景観意識の高揚・県全体の良好な景観形成の促進

当該構造改革特別区域において、違反広告物の減少により良好な景観が確保されることで、他県等から本県を訪れる観光客の地域イメージが向上するとともに、住宅地においては、質の高い住環境を得られることになるなど、住民の景観に対する意識が更に高まり、地域の住民自ら又は、住民と行政の連携による景観形成の推進が図られる。

さらに、これらの取り組み等が本県における先導的な事例となることにより、県全体の良好な景観形成が促進されることになる。

### (3)観光地としての魅力の向上・観光客の増加

水戸市への観光客は、ここ数年、年間300万人弱で推移しているが9割が日帰り客であり、しかも特定の時期（2～3月の観梅時期など）に集中していることから、年間を通じての観光客数の確保が課題である。

水戸市内には、偕楽園、弘道館などといった全国的な知名度を持つ観光資源のほか、神社

仏閣や文化施設など、地域に根ざした魅力ある観光資源が数多くある。規制の特例の適用により、景観の阻害要因が排除されることで、これらの観光資源そのものの魅力が高まり、住民の景観意識の高揚によるホスピタリティの発揮と相まって、地域イメージが向上し、年間を通じての観光客の増加が期待できる。

## 8 特定事業の名称

1209 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその他実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 違反広告物の一斉除却等の取り組み

通常の簡易除却の他、9月10日の「屋外広告の日」にちなみ毎年9月を「屋外広告物美化強調月間」と定め広報啓発を行うとともに、行政、電柱の管理者、広告関係業者、ボランティアが県下一斉に違反広告物の除却活動を実施している。

また、水戸市の偕楽園公園・千波公園周辺地区においては、「違反広告物追放推進連絡協議会」を設置し、官民一体となって、違反広告物の追放に向け、除却活動等を行っている。

### (2) 「茨城県まちの違反広告物追放推進制度」の実施（茨城県・市）

今年度（平成15年度）から県が開始した制度であり、屋外広告物法の規定に基づき地域住民に対して違反広告物に対する簡易除却の権限委任を行い、行政、電柱等の管理者、警察等の支援のもと住民が主体的に違反広告物の除却を行うものである。既に実施している水戸市に加え、今後、龍ヶ崎市においても実施する予定である。

#### < 制度の特徴 >

- ・ 市町村職員の立会がなくても住民が除却活動を行うことが可能。
- ・ 自宅周辺、自治会、町内会の区域など、身近なエリアで、日常的に活動を行うことにより、違反広告物の表示抑制効果が期待できる。
- ・ 違反広告物の除却の権限を有する市町村の他に、電柱などの管理者とも協定を締結することにより、関係者が一体となって違反広告物の追放を行う。
- ・ 県が制度をスタートさせることにより、全県的な違反広告物追放の活動を推進する。

### (3) 「水戸市道路敷違反広告物追放推進員」制度の実施（水戸市）

市長が定める違反広告物追放モデル地区において、ボランティアが市の補助業務として違反広告物の除却を行っている。

(4)茨城県景観形成条例の運用（茨城県）

大規模行為を行う際に市町村を窓口として届出をしてもらい、建築物等の意匠、形態、色彩など配慮すべき事項を定めた「大規模行為景観形成基準」、「大規模行為に係る景観色彩ガイドライン」に基づき、景観に配慮してもらうよう、必要な指導や助言を行っている。

(5)水戸市都市景観条例の運用（水戸市）

水戸市内の大規模建築物等（建築物、工作物、広告物）の新築、増築等を行う際にあらかじめ届出をもらい、誘導基準を基に助言、指導を行い良好な景観形成に努めている。

市では条例に基づき優れた都市景観づくりが必要であると認めた地区を都市景観重点地区と定め、地区都市景観計画を策定し、地区の住民と都市景観整備の基準を作成しており、地区内の住民が建築物の新築、増改築など外観の変更を行う場合に助成を行う制度を設けている。

(6)茨城県うるおいのあるまちづくり顕彰事業（茨城県）

さまざまなまちづくり事業を実施した者や、優れた都市景観の形成に寄与した者などを対象として「まちづくりグリーンリボン賞」として表彰するとともに、景観に配慮した屋外広告物を設置した者を「まちづくりグッドサイン賞」として表彰を行っている。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1209 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業

### 2 当該規制の特例措置をうけようとする者

水戸市及び龍ヶ崎市

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づく「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により市に権限移譲する日から適用。(平成16年4月1日を予定。)

### 4 特定事業の内容

茨城県では、「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により屋外広告物法第7条第3項及び第4項に基づく違反広告物に対する簡易除却事務を市町村に移譲している。

当該構造改革特別区域においても市町村が簡易除却を行うため、同条例を改正のうえ、構造改革特別区域法第18条の規定に基づく簡易除却事務を水戸市及び龍ヶ崎市に移譲する予定であり、移譲後は、市長またはその命じた者若しくは委任した者による規制の特例に基づく違反広告物の簡易除却が実施される。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該区域は、水戸市においては、市中心部にありながらも風致地区の指定を受け歴史的な美観風致を有する観光名所が所在する地域を中心とした区域であり、龍ヶ崎市においては、大規模ニュータウンの開発による住居系を中心に計画的な新市街地形成が進んでいる区域であるが、いずれも違反広告物の表示が多く、かつ、行政やボランティア等による簡易除却の執行体制が整っている区域である。また、地域住民の景観に対する意識が高い区域であることから、美観風致を維持するために屋外広告物法の特例措置の適用が特に必要な区域と認められる。

【美観風致を維持するために特に必要があると認められる理由。(個別詳細)】

<p>水戸市の一部 (市街化区域の 全域，風致地区 及び主要道路)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の中心部に，日本三公園の一つである偕楽園，史跡である弘道館など歴史的資源が数多く残っていると同時に，千波湖や那珂川などの水辺空間，周辺部の斜面緑地などを含め自然景観に恵まれ，7ヶ所500haに及んで風致地区に指定されているなど美観風致の維持を図る必要性が非常に高い地域である。</li> <li>・特に，偕楽園公園，千波公園は，周囲の緑地を含めると約300haもあり，都市内公園としてはニューヨークのセントラルパークに匹敵する規模であり，県内でも有数の観光地である。</li> <li>・また，多くの観光客が利用する主要道路においても，地域イメージに直結することから良好な環境や景観の保全が要求されている。</li> <li>・なお，市では，シルバー人材センターへの違反広告物除却の委託を行い毎日違反広告物の除却を実施していること，住民は，まちづくりや景観に関する意識も高く，多数が既に市や県の制度に基づく違反広告物除却のボランティアを行っていることなど，行政，住民一体となった違反広告物除却体制が整っている地域である。</li> </ul>
<p>龍ヶ崎市の一部 (市街化区域の 全域及び主要道 路)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域では，大規模ニュータウンの開発等により，急速に人口が増加し，都市化が進展する一方，商業施設の立地や宅地分譲の増加など経済活動の活発化に伴い違反広告物の増加が目立ち始めている地域である。</li> <li>・地域住民は，建築協定やまちづくり協定の締結により，質の高い住環境形成のためのルールづくりをするとともに，道路沿いの安全面や環境を見回る「環境ウォッチング」活動により，行政に対し住環境に関する具体的な提案を行うなど，景観やまちづくりに対する意識が高い。</li> <li>・このようなことから，住居専用地域を中心として市街化地域及びそれらに通じる主要道路は，優れた住環境の確保のため，美観風致の維持が特に必要とされる地域である。</li> </ul>